

資料提供

令和4年12月14日
課名:産業廃棄物対策課
担当:河村
内線:2962
外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である株式会社デンキョウに対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

（処分機関：広島県産業廃棄物対策課）

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者 （住所）	株式会社デンキョウ 代表取締役 <small>おかやま しんや</small> 岡山 真也 （広島市西区小河内町二丁目1番33号）
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第03409169132号 許可年月日：平成29年11月8日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	令和4年12月14日
処分理由	同社の役員は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定される罪により、令和3年3月4日付けで、広島地方裁判所において、禁錮2年、執行猶予3年の刑が確定した。 このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当するものとして法第14条第5項第2号ニで規定する同号イに該当する者のうち法第7条第5項第4号ハに規定する者に該当するため。